

(別紙)

地域医療臨床研修協力型病院基準(案)

医師臨床研修において、地域包括医療(ケア)に関する研修を行う病院は、次に掲げる各項にすべて該当するものとする。

1 保健・医療・福祉の連携統合が図られていること

当該診療施設を核として、地域(コミュニティ)における保健・医療・福祉資源が活用され、次に掲げる各項のすべてに該当し、地域包括ケアシステムが構築されている。

- (1) 保健・医療・福祉を一体的に提供している。
- (2) 関係機関職員の意思疎通が図られている。
- (3) 保健施設を併設又は既存の保健施設と機能連携を図っている。

2 全人的医療を実践していること

生活・ノーマライゼイションを視野に入れ、次に掲げる各項のすべてに該当し、全人的医療を実践している。

- (1) 全人的医療を行っている。
- (2) 在宅医療(ケア)を行っている。
- (3) リハビリテーション事業を行っている。

3 保健事業及び介護保険事業に積極的に取り組んでいること

治療(キュア)のみならず、次に掲げる保健事業及び介護保険事業に取り組み、そのすべてを包含した地域包括医療を提供している。

- (1) 保健サービス(健康づくり)
- (2) 在宅ケア
- (3) 地域リハビリテーション
- (4) 介護サービス

意 見 書 (2)

介護老人保健施設における医師臨床研修指定施設 指定基準及び研修内容に関する意見書

介護老人保健施設における医師臨床研修指定施設指定基準と研修内容については、医師としての基本的な知識技能の修得とともに、患者（利用者）の生活全般を見通し、多くの他の職種と共に望ましい医療の提供ができる医師を養成する内容としなければならないとして、本年5月に提出いたしました要望書でもその概要を述べたところです。

平成16年度から施行される新しい臨床研修制度では、従来の内科系・外科系分野における臨床研修とともに、地域医療、在宅医療、介護保険サービスを始めとする老人医療・保健福祉の分野における研修が不可欠であります。

そのためには、研修を行う場である臨床研修施設は、現行の大規模病院以外に、地域医療を実践している医療機関、介護保険施設、保健所等の保健・福祉施設も含めるべきであり、その意味で介護老人保健施設は臨床研修指定施設群の一つとして位置付けられることになります。

したがって、プライマリ・ケア重視の観点からも介護老人保健施設は単独で臨床研修施設としての指定を受けるのではなく、他の臨床研修指定施設と一緒に、臨床研修指定施設群として指定されることが望ましいと思料いたします。

つきましては、全国老人保健施設協会として考える、介護老人保健施設が医師臨床研修指定施設として指定を受ける場合の指定基準及び研修内容を別添のとおり取りまとめましたので、医師臨床研修指定施設の指定基準及び研修内容のご審議にあたっては、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

(別添)

介護老人保健施設の医師臨床研修指定施設としての指定基準について

- (1) 管理者および指導医、指導者が介護老人保健施設の理念、役割・機能を理解し、模範的な運営がなされている施設であること。
 - ① 運営実績が概ね5~10年以上の施設であること。
 - ② 全職種が参加したケアカンファランスが行われていること。
 - ③ リハビリテーション専門職の充分な配置がされていること。
 - ④ 平均入所日数や家庭復帰率が適切な範囲にあり、利用者の要介護認定結果に極端な偏りがないこと。
- (2) 以下の基準を満たす指導医及び指導者がいること。
 - ① 医師（10年以上の臨床経験と5年以上の介護老人保健施設での勤務経験があり、全国老人保健施設協会所定の研修を受講していること。）
 - ② 指導者としてOT・PT・ST、看護・介護職員、支援相談員、介護支援専門員の各職種それぞれ1名以上（保健・福祉・医療に相応の知識、経験や資格を有し、全国老人保健施設協会所定の研修を受講しているもの。）
- (3) 地域の医療教育機関との連携がとれていること。
- (4) 施設サービスのみならず在宅支援サービスの機能も果たし、地域との円滑な連携が充分なされている施設であること。
 - ① 地域の他の機関、他のサービス事業所等との密接な連携をもつてていること。
 - ② 居宅介護支援事業所を併設していること。
 - ③ ボランティアの参加、地域の諸団体（民生委員・老人クラブ等）の見学等を受け入れ、介護教室や家族会を積極的に運営していること。
- (5) 研修の実施に必要な設備を備えていること。
 - ① 研修医のための執務スペース及びロッカー等の備品があること。
 - ② 図書・雑誌が整備されていること。
 - ③ 利用者に関する諸記録が整備されていること。

全国老人保健施設協会が、以上の事項等について審査承認している施設であること。

なお、所定の研修については別途検討する。

介護老人保健施設における研修内容について

- (1) プライマリ・ケア重視の観点から施設や在宅における利用者の医療特性を理解し研修するものとする。
- (2) 関連する専門職種等との連携によるチーム医療やチームケアの実際を研修するものとする。
- (3) 保健・医療・福祉の統合、地域包括ケアシステムについて研修し理解を深める内容とする。
- (4) 介護保険制度や関連する福祉制度における医師の役割を理解し実地に研修するものとする。
- (5) 施設のみならず在宅も重視した研修内容とする。

以上のような内容を含んだ研修プログラムとするが、プログラムの詳細は研修期間によって異なるため、別途検討する。

研修指定施設においては、研修委員会を設け、研修期間を通しての研修医の管理、研修プログラムの企画運営について責任を持って行うこととし、研修の評価については、研修委員会において総合的に行う。

なお、指導医1名あたりの同時期における対応可能な研修医の数は2名以内とする。